

見積業者選定経過書

1 業務名	令和8年度くらしふと信州コーディネート推進業務
2 応募者数	3者
3 審査委員会の構成 委員長 委員	5名 委員長：長野県環境部ゼロカーボン推進課長 委員：長野県環境部ゼロカーボン推進課企画幹 長野県環境部ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン戦略推進係長 長野県環境部ゼロカーボン推進課 再生可能エネルギー係長 長野県環境部ゼロカーボン推進課 省エネルギー係職員
4 選定基準	別紙のとおり
5 選定結果 選定された者 集計結果	株式会社ふろしきや 審査委員会評価書のとおり
6 企画提案を求める具体的内容	(1) くらしふとmeetup!の企画・運営 (2) 脱炭素共創ピッチの企画・運営 (3) 県民・事業者等からの相談対応 (4) くらしふと信州の総合コーディネートの提案 (5) チーフコーディネーターの設置
7 企画提案で評価された点	・くらしふと信州の現状や課題への理解が深い。 ・今後のビジョンについて明確な考えを有している。
8 総合的判断	株式会社ふろしきやを、最も優れた提案を行った者として見積業者に選定する。

## 令和8年度くらしふと信州コーディネート推進業務プロポーザル審査基準

審査項目		審査内容	配点	
提案内容	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的及び内容等を十分に理解しているか</li> <li>・仕様書を踏まえ、明確かつ具体的な提案がなされているか</li> <li>・長野県ゼロカーボン戦略や本県の脱炭素関連施策を十分に理解しているか</li> </ul>	10	90
	くらしふとmeetup!の企画・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマやターゲット設定が県内外の関心又は県内の需要を的確に捉えたものであるか</li> <li>・民間の知見・人脈を活用したものであるか</li> <li>・集客方法が明確で効果的なものであるか</li> <li>・コーディネーターは、イベントごとに、テーマに適した者であるか</li> <li>・相談対応後のフォローアップの方法が具体的で実現可能なものであるか</li> <li>・各回の開催時期が適切であるか</li> </ul>	20	
	脱炭素共創ピッチの企画・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマやターゲット設定が県内外の関心又は県内の需要を的確に捉えたものであるか</li> <li>・民間の知見・人脈を活用したものであるか</li> <li>・集客方法が明確で効果的なものであるか</li> <li>・コーディネーターは、イベントごとに、テーマに適した者であるか</li> <li>・相談対応後のフォローアップの方法が具体的で実現可能なものであるか</li> <li>・各回の開催時期が適切であるか</li> </ul>	20	
	県民・事業者等からの相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談があった際に迅速に初動対応できる連絡体制を確保しているか</li> <li>・相談への対応体制が提案者自身の実績及び民間の知見・人脈を活用したものであるか</li> <li>・相談内容に応じて適切な関係者へつなぐネットワークを有しているか</li> <li>・相談会の開催方法や周知方法が県内の需要に的確に対応したものであるか</li> <li>・相談内容の類型化や相談対応の標準化の作業過程が具体的であるか</li> </ul>	15	
	くらしふと信州の総合コーディネートの提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案の検討過程が具体的で実現可能であるか</li> <li>・チーフコーディネーターは、共創に関する豊富な実績や高度な専門性を有した人物であり、従事する時間を十分に確保できる見込みのある者であるか</li> </ul>	15	
	業務の経験、実施体制及びスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似業務の履行実績などから、各業務の運営を円滑に行うことが期待できるか</li> <li>・運営スタッフの配置や業務管理の体制が適切であるか</li> <li>・事業計画が明確であり、確実な実施が可能であるか</li> </ul>	10	
	業務に要する経費	費用対効果	業務内容に対して必要な経費が適切に見積もられ、事業内容や効果等から見て適切な範囲内であるとともに、県の予算の範囲内であるか	
合 計			100	

#### 審査結果の集計・審査の方法

- (1) 各委員は、提案者1者あたり100点満点で審査し、得点の高い順に順位付けを行う。
- (2) 各委員が行った順位付けに対し、1位は5点、2位は3点、3位は1点を順位点として付与し、その順位点を合計して順位を決定する。順位点が同数の場合は、各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により委託候補者を選定する。
- (3) 各委員の平均点が最低基準点（総得点が満点の6割）を超える事業者のみを選定の対象とし、企画提案事業者が1者の場合であっても、最低基準点を超えない場合は選定しない。